平成２９年（フ）第６９４号
福岡市南区清水２丁目10番５号
債務者　真名子清照
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６９５号
福岡市南区大楠１丁目11番７―401号
債務者　大浦　末子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７０４号
福岡県春日市上白水２丁目23番地　ハーベスト103号
債務者　梶原　篤史
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７２１号
福岡市東区美和台６丁目13番５号
債務者　大段　隆俊
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７２７号
福岡県筑紫野市大字原49番地１
債務者　小嶋　敏裕
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７３６号
福岡市城南区田島４丁目11番５号
債務者　相澤　隆司
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７７０号
福岡市博多区浦田２丁目２番20―101号
債務者　大城　健司
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７７７号
福岡市南区塩原４丁目２番５―402号
債務者　古野洋一郎
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７８２号
福岡市東区千早５丁目４番５―603号
債務者　西村　苗美
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８０１号
福岡市早良区室見１丁目21番28号
債務者　三津川文子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７１号
静岡県浜松市浜北区豊保197番地の２　シティハイム四樹101号
債務者　坪井　利夫
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１９８４号
大阪府豊中市上津島１丁目12番１―315号
債務者　吉村　昭彦
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１０１号
大阪府枚方市星丘４丁目21番46号
債務者　渡邉　貴也
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１７７号
大阪市住吉区遠里小野５丁目23番12号　アバンサール　202号、前住所堺市堺区柏木町３丁１番30号　柏木ハイホーム305号
債務者　大寺　夕香
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３５６号
大阪府豊中市服部豊町１丁目12番12―101号
債務者　藤﨑　翔大
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９０号
栃木県宇都宮市鶴田町2959番地７　ｃｏｒｐｏ　ｉｎｆｉｎｉｔｙＡ105、前住所栃木県宇都宮市岩曽町1205番地１
債務者　石森　透浩
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３２号
川崎市川崎区浜町３丁目７番24号　一條荘201
債務者　荻野　浩子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係